

# オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域オウム  
真理教(現アレフ)  
対策住民協議会

## 住民協議会の

## 今後の活動方針

二月二十七日にはオウム真理教・麻原彰晃(松本智津夫)の判決が出る。おそらく死刑以外の判決はありえないでしょう。判決後のオウムの問題がいろいろ取りざたされており、私ども住民協議会の取り組みは何ら変わることはありません。最初に住民協議会の目的として定めたように「オウムが解散するか解体するまで」反対運動を続けていくことです。その活動も四年目に入りました。

今年一月から新たな署名活動を展開しております。今回の署名は「団体規制法」の延長に関する署名です。一昨年には「観察処分」延長の署名をお願いし、四万人以上の署名をいただき、お陰をもちまして三年間の延長がなされました。「団体規制法」は五年の見直しで今年末がその期限にあたります。「団体規制法」の条文の中にオウム真理教に対する「観察処分」があります。この法律によって公安調査庁はオウムを監視し、家宅捜索を行い、オウムが財産を隠さないように調査する事ができます。こうした厳しい監視があるからオウムのお布施も減り、オウムの力を弱めることにつながります。この「団体規制法」が延長されませんと「観察処分」も一緒に終わってしまいます。更にこの法律を廃止や規制緩和をしないこと。オウム信者の集団



居住や集団活動の禁止を可能とする新たな立法を行うことも盛り込んであります。脱会信者のサポートも重要な課題です。以前からこの問題にも力を入れてきましたが、出家信者は家族の元へも戻れない生活基盤の無い人たちです。脱会してきた信者が一般社会で生活できるように、以前にも増して態勢を整えていきます。また、オウム真理教は以前からオウム入会のチラシを作りポスターインクやホームページによる入会を続けています。世田谷区内に多くの大学があります。四月から相当数の新入

生は七千人が見込まれます。その人たちは地下鉄サリン事件を知っているのでしょうか。誤ってカルトに入会することの無いようにカルト入会の危険な手口を書いた小冊子を新入生に配り注意を促します。三年間つづけてきた活動をこれからも継続します。

- ① 道場のあるGSハイムの監視。町会・自治会、商店街、各種団体、PTAが中心になりローテーションを組み警察や公安の方々と一緒に三年間毎日、雪の降る日もお正月も監視を続けてきました。今年も、各団体の協力をいただきながら続けます。
- ② オウム対策住民協議会ニュースの発行。オウムの現状、様々な問題を住民の皆様にお知らせして情報を共有することが大事だと思っております。毎月の発行で年二回は世田谷区全域に新聞折込で配布しています。
- ③ 学習会・デモ行進の開催実施。講師の先生を招いて学習会とデモ行進を実施してきました。今

私たちは安心・安全な世田谷を望みます。オウム真理教(現アレフ)に大打撃を与える新法制定の署名にご協力を!!

二年前におこなった「観察処分延長」の署名では、世田谷全区から熱烈な激励と多くの署名と共に、募金もご協力いただきました。紙面を借りて改めて、感謝とお礼を申し上げます。お陰様で三年間の観察処分の延長を勝ち取り、現在オウム真理教施設への日常的な観察、定期的な立入調査が行われています。その結果、教団の活動の抑制や自粛に、大きな効果を得る事が出来ました。

しかし、オウム真理教は住民との対話や、まやかしの融和などを試

- ④ 署名活動の実施。署名活動は今回で三度目になります。署名に関しては各団体にお願ひしたり、住民協議会のメンバーが烏山地域で行われる各種イベント会場で行いました。個人的に署名を集め、届けていただいた方も多数あります。
- ⑤ 募金活動の実施。住民協議会の活動の原資は皆様方からの募金で賄います。署名活動をする時は募金活動も一緒にあります。が、どうぞお力添えをお願いいたします。

三年間の活動も精一杯行ってきました。「オウムの解散、解体」という目標にはなかなか目に見えてくるものはありませんが、これからも世田谷区民と共に頑張っていくと考えています。皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

み、一層勢力の拡大を目論むなど、予断を許さない状態が続いています。烏山地域の住民も、集団として居住しているオウム信者が、一九九五年に起こした地下鉄サリン事件のような凶暴な犯罪集団に変質するのではないかと、恐怖を消す事は出来ません。オウム真理教が烏山地域に居住している事による被害は、環境の悪化、土地建物の価値の低下による財産権の侵害、青少年への悪影響など心配が数多くあります。烏山地域にあるオウム真理教の施設には、現在一三〇名以上の信者が

**運動の源!! 募金のお願い**

4年に亘るオウム反対の運動も、世田谷区住民の皆様、様々な形での援助があつての事です。特に財政は運動を続けていくには欠く事が出来ません。署名と同時に募金もご協力お願い致します。ご協力いただける方は、下記振込先をお願いします。

●振込先…烏山地域オウム真理教(現アレフ)  
対策住民協議会  
口座番号 00170-1-662133

居住し、GSハイム住民は日夜オウム真理教信者との対峙を、いやがおうにもしなくてはならない状態です。昨年十二月で、オウム真理教の解散を求める活動も、すでに四年目をむかえました。なぜ烏山地域にオウム真理教が来てしまったのか?ふと、そんな事を考えることがあります。「あなたの住んでいる街に、もしオウム真理教が居住するようになっていたら……私達は今、声を大にして訴えます。」

「世田谷はひとつ!!」多くの皆さまの署名へのご協力をお願いします。このニュースの裏面にある署名用紙に、ご家族、友人、知人、親戚の方のお名前を書いてください。左記住所にお届け下さい。期間は、三月までをお願い致します。

【住所】  
〒157-8555  
世田谷区南烏山六一二二一十四  
烏山総合支所内 住民協議会



オウム真理教問題で国に抜本的対策を求める署名

地下鉄サリン事件など凶悪な犯罪を起こしたオウム真理教(現アールフ)信者が世田谷区南烏山に集団居住して早や三年が過ぎました。現在でもその人数は増え続け百三十名を超え、そして、居住するマンション一階の道場ではいまでも修行が続けられております。

今後、私たちの地域で布教活動など宗教活動を装った教団のさまざまな活動が積極的に展開されることが予想され、その結果生れる新たな被害者は地域の若い人やここで生活する私たち自身です。

私たちは教団の恐ろしい魔の手から若い人達や、私たちの安全を守り、「世田谷区に安心・安全な生活を取り戻したい」。これが私たち区民及び国民の非常に強い願いです。

また、現在、オウム真理教(現アールフ)は「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」で観察処分に付されておりますが、この法律も五年ごとに執行状況について検討を加え廃止を含めて見直しを行うと定められており、その見直しの期限が平成十六年の末に迫っております。もし、この法律が廃止されますと、オウム真理教は観察処分が解かれ、ますます活動が活発化することは火を見るより明らかです。

もとより、オウム真理教に係る諸問題は、私たち一地域の住民で解決できる問題ではなく、また、守備範囲を超えており、国による責任ある抜本的な対策が講じられなければなりません。

そこで、地域住民として、一日も早くこうした事態の解消を凶られよう左記事項について国に強く要請いたします。

つきましては、この趣旨にご理解ご賛同いただき、署名にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 一、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」については廃止や規制緩和をしないこと。
- 一、住民の不安を取り除く抜本的対策として、オウム真理教信者の集団居住や集団活動の禁止を可能とする新たな立法を行うこと。

以上

平成十六年一月十六日

烏山地域オウム真理教(現アールフ)対策住民協議会  
会長 倉本 俊幸

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様  
法務大臣 野 沢 太 三 様  
総務大臣 麻 生 太 郎 様  
公安調査庁長官 大 泉 隆 史 様

	氏 名	住 所
一		
二		
三		
四		
五		
六		
七		
八		
九		
十		